

(4) 大規模広告物の管理者資格の厳格化 (条例第 32 条関係)

屋外広告物は、管理者を設置する必要がある、そのうち大規模広告物（建築基準法による建築確認申請が必要な工作物で高さ4mを超える広告塔、広告板等）の管理を行う場合には、資格が必要です。

今回、この資格要件のうち、屋外広告物に関する知識を習得できているか確認できないものを除外し、新たに**特定建築物調査員**を追加しました。

	改正前	改正案
管理者資格	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・建築士（1,2 級、木造） ・屋外広告業者（登録・届出） ・広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 ・講習会修了者 ・電気工事士 ・電気主任技術者 ・帆布製品科に係る職業訓練指導員免許者等 ・設置の責任者を5年以上経験した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・建築士（1,2 級、木造） ・特定建築物調査員 ・広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 ・講習会修了者

(5) 経過措置

点検者資格の追加、業務主任者資格及び大規模広告物の管理者資格の厳格化に伴う経過措置を設定しました。

	経過措置
点検者資格の追加	改正前の管理者資格を持つ者も点検者とみなす経過措置期間は、見直し後の最初の更新申請時までとする（ 最長3年間 ）
業務主任者資格の厳格化	除外された者も業務主任者とみなす経過措置期間を業の登録有効期間に合わせて 5年間 とする。
大規模広告物の管理者資格の厳格化	除外された者も管理者とみなす経過措置期間を広告物の最長許可期間に合わせて 3年間 とする。

【点検者資格・管理者資格・業務主任者資格の経過措置】

